



保医発 0930 第 4 号
令和 7 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 10 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に對して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305
第 11 号）の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
 (令和6年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

1 別表1のIの「検査」の「循環動態解析装置」の項を次のように改める。

特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義			対応する診療 報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の 条件		
	類別	一般的名称			
循環動態 解析装置	機械器具(21) 内臓機能検査 用器具 プログラム (1) 疾病診 断プログラム	循環動態解析装置 循環動態解析プログラム	冠動脈造影 像から三次 元再構成し た冠動脈モ デルの解 析又は複数の 冠動脈造影 像から数値 解 析を行 うことによ り冠血流予 備量比を算 出するこ とが可能な もの	D206 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について) 注5 冠動脈血流予備能測定検査 加算(循環動態解析装置)	

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和6年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
(別表1)					(別表1)				
I 医科点数表関係 医学管理等・在宅医療 (略) 検査					I 医科点数表関係 医学管理等・在宅医療 (略) 検査				
特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義		対応する診療 報酬項目		特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義		対応する診療 報酬項目	
	薬事承認上の位置付け	その他の条件				薬事承認上の位置付け	その他の条件		
類別	一般的名称				類別	一般的名称			
循環動態 解析装置	機械器具 (21) 内臓機能検査用器具 プログラム (1) 疾病診断プログラム	循環動態解析装置 循環動態解析プログラム	冠動脈造影像から三次元再構成した冠動脈モデルの解析又は複数の冠動脈造影像から数値解析を行うことにより冠血流予備量比を算出することができるもの	D206	心臓カテーテル法による諸検査 (一連の検査について) 注5 冠動脈血流予備能測定検査加算 (循環動態解析装置)	循環動態解析装置 循環動態解析 プログラム	機械器具 (21) 内臓機能検査用器具 プログラム (1) 疾病診断プログラム	冠動脈造影像から三次元再構成した冠動脈モデルの解析により冠血流予備量比を算出することができるもの	D206 注5 冠動脈血流予備能測定検査加算 (循環動態解析装置)
画像診断～放射線治療 (略)					画像診断～放射線治療 (略)				
II 歯科点数表関係 (略)					II 歯科点数表関係 (略)				